



**競争的研究費による研究成果の
社会実装に向けた知財支援事業(iNat)**

～継続審査について～

令和6年12月2日



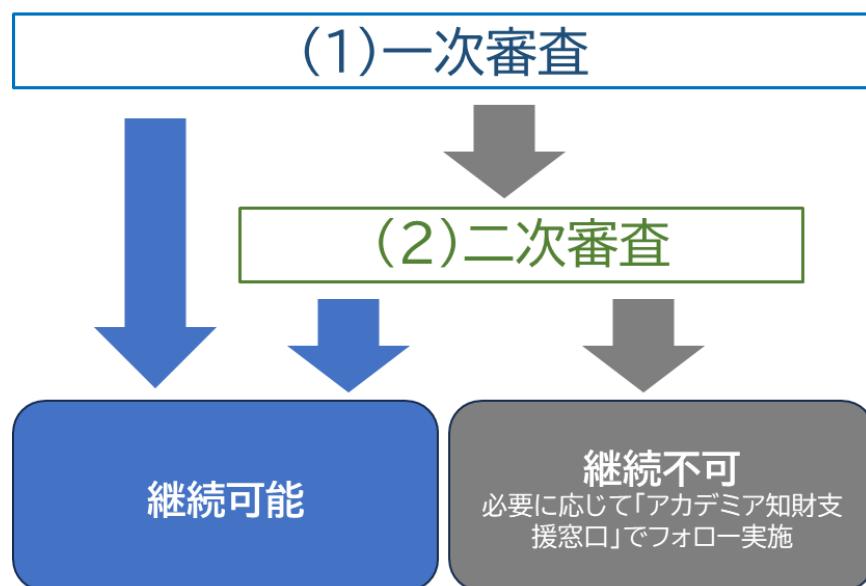
1. 継続審査とは

iNat(アイナット)は、支援期間の上限を設けず、1年単位で支援を継続可能とすることで、長期間におよぶ国プロであっても支援可能としています。一方、国プロにおける知財支援の必要性は、プロジェクトの初期と終期に高くなるケースがみられるなど、経過年数によって一様ではありません。また、国プロの研究成果の社会実装に向けた活動を加速させるという本事業の趣旨を踏まえれば、知財戦略プロデューサー(以下、「知財PD」という)と共に立案した支援計画を十分に遂行し、得られた支援成果を活用して、自らの活動の糧にすることができるかは重要な観点となります。

よって、プロジェクトが次の1年間も知財PDの派遣の継続を希望する場合には、INPITがこれらの観点を含む「継続審査」を行い、知財PDの派遣の継続の可否を判断します。

2. 継続審査の流れ

継続審査は、(1)一次審査、と(2)二次審査によって行います。



※フロー図は継続審査の一部の流れを簡略化して示したイメージです。

(1)一次審査は、「支援計画の達成状況」、「支援成果の活用状況」、「支援の必要性」の3つの観点で判断されます。「支援成果の活用状況」、「支援の必要性」は継続希望調査票の記載内容に基づいて、また、「支援計画の達成状況」は、月毎に知財PDから提出される報告に基づいて判断されます。

(2)二次審査は、(1)一次審査において別観点での評価も必要と判断されたプロジェクトについて、追加的な判断を行うものです。(1)一次審査において継続が決まらなかった場合であっても、(2)二次審査において、継続可能と判断される場合があります。判断は、継続希望調査票の記載内容に基づいて、「支援の必要性」、「社会実装に向けたプロジェクトの取組」の観点から行われます。

また、継続が不可と判断された場合には、「[アカデミア知財支援窓口¹](#)」によるスポット的な支援が可

¹ 大学等を対象として、大学等における知財のルール策定や産学連携活動等に関する知財課題の解決のため、研究ステージの初期段階から社会実装に至るまでの知財に関する課題解決に向けた支援サービスを提供する窓口です。

能です。

3. 継続審査のタイミング

継続審査は、知財 PD の支援期間が終了する前のタイミングで実施されます。4 月から支援期間が開始している場合には翌年 2 月頃に、10 月から支援期間が開始している場合には翌年 8 月頃に実施予定です。なお、時期はおおよその目安を示すものとなります。



※4月～翌年3月までを支援期間とする場合の例を示しています。

支援期間内に継続審査を実施するため、審査の指標とする「支援計画の達成状況」は、支援期間のおよそ 80%が経過した時点の状況で判断されます。また、「知財関連の成果物」等、他の指標も同様です。

4. 継続希望調査票の提出について

知財 PD の派遣の継続を希望する場合には、事務局より送付される継続希望調査票に必要事項をご記入のうえ、期限までに[公募申請サイト](#)を通じてお申し込みください。

なお、留意事項に記載の通り、INPIT、事務局は守秘義務を有しますが、例えば、ノウハウ、未公開の特許等の出願情報等、特に機密性の高い情報は直接含まないようにしてください。必要に応じて、伏字や匿名処理(●●、A 社等)をご活用ください。また、申請書の記載内容を補足する資料があれば、添付資料として提出可能です。

【継続希望調査に関する留意事項】

- (1) 個人情報の取扱いは、事務局の「個人情報保護方針」に準拠します。
- (2) 申請・支援にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する INPIT、特許庁、事務局、知財 PD、及び外部委員に、iNat の実施に必要な範囲で共有、利用されます。また、個人情報や機密を含む情報は事前の承認なく、これらの者以外の第三者に提供しません。
- (3) 審査経過・審査結果等に関する問合せには応じられません。
- (4) 以下の点をご了承ください。
 - (ア) 派遣先の情報及びiNatの内容・結果のうち機密情報に関わらない公表可能な部分についての INPIT による公表
 - (イ) iNat の普及啓発のための INPIT が主催・共催・後援等するイベントへの登壇のご協力
 - (ウ) iNat の状況把握のための知財 PD の活動状況・活動成果に関する情報提供

(工) 支援終了後のフォローアップ調査へのご協力

(5) 費用については以下の通りです。

(ア) 知財 PD による支援にあたり、原則料金等は発生しません。

(イ) 申請書類作成及び管理費等、その他の諸経費等について、補助するものではありません。

(6) 知財 PD の情報提供及び助言等がなされた場合であっても、派遣先の判断、行動は、派遣先の責任において決定されるものです。

(7) iNatに関して、知財 PD の情報提供及び助言等により派遣先又はプロジェクトに生じた損害に対して、INPIT、事務局、及び知財 PD は一切の責任を負いません。

5. 継続可否の通知

継続審査の結果は、4月派遣開始の場合は、3月頃に事務局より通知する予定です。

10月派遣開始の場合は、9月頃に事務局より通知する予定です。

6. 派遣の開始

継続審査で、知財 PD の派遣の継続が決定された場合には、現在の支援期間の終了後、間を置かずに知財 PD が新たに派遣開始となる予定です。なお、可能な範囲で配慮するものの、事業の運営上、今まで派遣されていた知財 PD と同一の者を必ず派遣できるとは限らない点はご了承ください。

7. 支援期間等

5. で知財 PD の派遣の継続が決定された場合の支援期間等は、以下のとおりです

	研究機関派遣型、FA 派遣型
支援期間	(4月派遣開始の場合)令和7年4月～令和8年3月 (10月派遣開始の場合)令和7年10月～令和8年9月
知財 PD の勤務形態	原則として、派遣先に常駐勤務します。ただし、1名の知財 PD が複数の派遣先を支援する場合は、いずれかを勤務拠点として、他は出張支援を行います。
派遣頻度	派遣先におけるプロジェクトの進捗状況等を勘案し、柔軟に対応します。
費用負担	知財 PD の人件費、旅費及び活動費(特許情報分析、IPランドスケープ等の調査費を含む。)、また必要に応じて他の専門家を派遣する場合の当該費用も、INPITが負担します。ただし、派遣先における執務環境整備・消耗品等に係る費用は、当該派遣先の負担となります。

8. 派遣の終了

以下のいずれかの事由に該当したときは、知財 PD の派遣を終了します。

- ① 派遣の開始後、公募申請書に記載された内容(継続希望調査票で更新された内容を含む)が選定要件を満たしていないことが明らかとなり、かつ、支援期間内に当該選定要件を満たす見込みがないと INPIT が判断したとき
- ② 派遣の開始後、競争的な公的資金が支援期間内に投入されないことが明らかとなったとき(例えば、国プロの申請が不採択となった場合や国プロの中止が決定となった場合)
- ③ 派遣先から支援期間内に派遣中止の申入れ²があったとき
- ④ その他、派遣先又は INPIT 等において、派遣ができない事由が生じたとき

9. お問合せ先

本資料及び継続希望調査票に関するお問合せ先は、以下の通りです。

iNat事務局（一般社団法人発明推進協会）

TEL: 03-3502-5429

E-mail: pdgr@jiii.or.jp

² 申請時の責任者名で iNat 事務局への書面(電子媒体)提出による申入れとなります。申入れの際は、iNat 事務局へご連絡ください。所定の様式をお渡しします。

(参考)国プロごとの支援上限日数(通算)

支援日数には、国プロごとに設定された上限(支援上限日数(通算))があります。iNat で支援を受けた通算の支援日数が当該上限に達すると、それ以上、支援を受けることができなくなります。

支援上限日数(通算)は、国プロの研究期間の長さ(例えば、5年間、継続する予定のプロジェクトであれば、5年となります。)と、国プロの研究期間が開始してから経過した年数(例えば、開始3年目のプロジェクトであれば、3年となります。)をもとに決定されます。詳細は、以下の表をご参照ください。

国プロごとの支援上限日数(通算)

国プロの研究期間 (年)	国プロの研究期間の経過年数 (年)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	180	90	-	-	-	-	-	-	-	-
3	230	180	90	-	-	-	-	-	-	-
4	280	230	180	90	-	-	-	-	-	-
5	330	280	230	180	90	-	-	-	-	-
6	380	330	280	230	180	90	-	-	-	-
7	430	380	330	280	230	180	90	-	-	-
8	480	430	380	330	280	230	180	90	-	-
9	530	480	430	380	330	280	230	180	90	-
10	580	530	480	430	380	330	280	230	180	90

※表中の 90、180 等の数字は、日単位となります。

例えば、研究期間が3年間の国プロで 1 年目から iNat の支援に申請する場合、年間の支援日数は最大で90日ですが、上記表のとおり、3年間の支援日数の上限は230日となります。必ずしも90日×3年間=270日の支援を受けられるわけではありません。申請時にはその点を考慮し、支援希望日数をご検討ください。